

意見書の要旨（都市計画法第17条）

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第188号線の変更に係る都市計画の案を、令和2年2月19日から2週間公衆の縦覧に供したところ、第17条2項の規定により1通（1名）の意見書の提出があった。意見書の要旨及び台東区の見解は次の通りである。

名称	意見書の要旨	台東区の見解
東京都市計画道路 幹線街路補助線 街路第188号 線	<p>（1）本都市計画道路沿いの歴史的・文化的な資産である住宅や寺院を適切に維持保全などができるよう、谷中地区地区計画案に加えて、これらの維持保全の支援となる町並みルール、伝統的建造物群保全地区などの策定調査及び制度導入や建築協定などの策定支援を早急に行って欲しい。</p> <p>（2）谷中地区地区計画案に加えて、谷中・日暮里地区の町並みを守り育てる制度事業の適用を行ってから、都市計画道路廃止の手続きを行って欲しい。</p>	<p>（1）具体的なまち並みの維持・保全については、谷中地区まちづくり協議会景観部会を中心に、景観ガイドラインの検討を進めてまいります。</p> <p>（2）谷中地区地区計画の策定と同時に、本都市計画道路の廃止をいたします。ただし、地区計画を定めた後も、具体的なまち並みの維持・保全については、谷中地区まちづくり協議会景観部会を中心に、景観ガイドラインの検討を進めてまいります。</p>